

公共事業労務費調査業務処理要領

第1章 総則

第1条 適用範囲

本委託業務処理要領は、北海道が委託する「公共事業労務費調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 通則

本業務の履行にあたっては、委託契約書によるほか、本委託業務処理要領によるものとする。

第3条 業務上の疑義

受託者は、本業務の履行にあたり業務内容に疑義を生じた場合は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を委託者の許可なく公表又は引用してはならない。

また、調査票等の記載内容は外部に漏洩することがないように調査票の管理を徹底すること。

第5条 業務処理計画書

受託者は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した業務処理計画書を委託者に提出するものとする。

- （１）調査業務の概要、（２）実施方針、（３）処理計画（工程表）、
- （４）業務組織計画、（５）打合せ計画、（６）調査員名簿、
- （７）連絡体制（緊急時を含む）、
- （８）調査により入手した守秘すべき企業情報等の管理体制について、
- （９）各審査者の審査精度を確保する具体的取り組みについて、
- （１０）調査実施体制、（１１）その他必要事項

また、業務処理計画書に変更を生じた場合は速やかに業務担当員に報告すること。

第6条 協議、打ち合わせ

受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、適宜委託者と打ち合わせを行うものとする。

また、業務上必要な作業が生じた場合、委託者から指示する場合がある。

第2章 業務内容

第7条 目的

本業務は、公共事業に従事した建設労働者の賃金支払実態を調査し、今後の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得ることである。

第8条 業務内容

本業務は、公共事業労務費調査連絡協議会「公共事業労務費調査の手引き」により実施するものとする。なお、一次審査は委託者が用意した会場で実施し、日程は別途指示する。また、受託者は、調査対象工事の請負業者及び下請業者からの調査票記入方法についての問い合わせ対応窓口となる。

地方説明会は、Webでの開催とし会場は北海道開発局において実施する。

一次審査は、郵送による書面調査及びオンライン調査とし、札幌の1会場で実施する。

二次審査は公共事業労務費調査北海道地方連絡協議会事務局が札幌で実施するので当該審査に立ち会い、事務局の指示に従うものとする。

1) 一次審査

調査対象工事の請負業者（元請業者及び下請業者）が、郵送及びオンライン登録した賃金調査票、各種手当て内訳票、及び臨時の給与年計票を「第一次審査実施手順図」に従い、「第一次審査実施要領」に基づいて審査を実施する。

2) 二次審査

公共事業労務費調査北海道地方連絡協議会事務局が行う二次審査に立ち会うものとする。内容としては一次審査において異常値となった標本について確認を行う。なお、事務局より指示があった場合、調査票の記載内容について、電話により請負業者からの聞き取り等による補充調査を行う。

3) 調査票データ入力

一次審査終了後に、調査票データをテキストデータとして入力し委託者へ提出する。

4) 調査結果の整理分析

一次審査及び二次審査終了後のそれぞれの時期において、調査票を調査対象工事毎に整理し、工事毎に会社数、対象労働者数、有効無効労働者数、棄却理由等を集計した標本内訳表を作成する。

第9条 調査対象工事件数等

下記1)～3)は概数であり、二次審査終了後において調査実績数により設計変更で対処する。

1) 工事件数	338件（概数）
2) 会社件数	748社（概数）
3) 調査標本（労働者）数	2,480人（概数）

第3章 成果品

第10条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、詳細については委託者の指示によるものとする。なお、納入場所は北海道建設部建設政策局建設管理課とする。

また、提出された賃金調査票、各種手当て内訳票、及び臨時の給与年計票については、公共事業労務費調査北海道地方連絡協議会事務局へ提出すること。

1) 調査票データ（テキストデータ）電子媒体	1 式
------------------------	-----

第4章 雑則

第11条 再委託

- 1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の事項を記載した書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。
 - ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 再委託する業務の範囲
 - ウ 再委託する理由及びその必要性
 - エ 再委託の契約金額
 - オ 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
 - カ 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況
- 2) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- 3) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること。

第5章 その他

第12条 受託者は審査会場への統括役の常駐を実施すること。

第13条 設計変更について

調査対象会社数及び調査標本数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

業務名：令和8年度公共事業労務費調査業務

調査対象工事件数

地 域	調査対象工事件数
札 幌	71
小 樽	19
函 館	54
室 蘭	22
旭 川	26
留 萌	16
稚 内	33
網 走	27
帯 広	33
釧 路	37
合 計	338

調査対象会社数

地 域	調査対象会社数
札 幌	162
小 樽	35
函 館	111
室 蘭	39
旭 川	50
留 萌	26
稚 内	66
網 走	68
帯 広	92
釧 路	99
合 計	748

調査標本数

地 域	調査表本数
札 幌	550
小 樽	103
函 館	402
室 蘭	127
旭 川	160
留 萌	89
稚 内	215
網 走	212
帯 広	324
釧 路	298
合 計	2,480

公共事業労務費調査連絡協議会

○公共事業労務費調査連絡協議会

- ・関係二省（国土交通省及び農林水産省）の担当部局を代表する者で構成
- ・事務局は国土交通省総合政策局建設市場整備課

○地方連絡協議会

名 称	所 管 都 道 府 県
北海道地方連絡協議会	北海道
東北 地方連絡協議会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東 地方連絡協議会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸 地方連絡協議会	新潟県、富山県、石川県
中部 地方連絡協議会	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿 地方連絡協議会	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国 地方連絡協議会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国 地方連絡協議会	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州 地方連絡協議会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄 地方連絡協議会	沖縄県

○事務分担

公共事業労務費調査連絡協議会	・調査の計画、実施等調査に関する基本的事項を決定し、各地方連絡協議会へ通知及び各地方連絡協議会から送付された調査票の集計等を行う。
地方連絡協議会	・調査について調査対象工事の選定を行うこと、各構成機関から送付された調査票、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票を審査要領に基づき確認し、公共事業労務費調査連絡協議会に送付する。

公共事業労務費調査北海道地方連絡協議会

○公共事業労務費調査北海道地方連絡協議会

- ・事務局は北海道開発局事業振興部技術管理課長
- ・構成機関は下表のとおりである。

○構成機関

構成機関名	担当部署・代表者
北海道森林管理局	森林整備部森林整備第二課長
北海道建設部（土木）	建設政策局建設管理課技術管理担当課長
北海道建設部（営繕）	計画管理課建築技術担当課長
北海道農政部	事業調整課長
北海道水産林務部	総務課長
北海道企業局	総務課長
札幌市	財務局管財部工事管理室長
森林総合研究所森林農地整備センター 札幌水源林整備事務所	札幌水源林整備事務所長
森林総合研究所森林農地整備センター 札幌水源林整備事務所	南富良野建設事務所長
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北海道新幹線建設局	技術管理課長
北海道旅客鉄道株式会社	工務部工事課長
東日本高速道路株式会社北海道支社	技術部技術管理課長
北海道防衛局	調達部調達計画課長
帯広防衛支局	建設計画官
北海道開発局営繕部	営繕品質調査官
各開発建設部	技術管理官